

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	仕 様 書 番 号	
足寄弾薬支処草刈役務	NAS-Z350002D	
	防衛大臣承認	平成 年 月 日
	作 成	平成27年10月 1日
	変 更	令和 2年 7月21日
	作成部隊等名	足 寄 弾 薬 支 処

1 総則

この仕様書は、北海道補給処足寄弾薬支処の草刈役務について規定する。

2 全般事項

2.1 役務実施場所

足寄郡足寄町平和173番地3 北海道補給処足寄分屯地内

2.2 作業上の要求

草刈の高さについては地上より10cm以内まで刈り込み、刈むら・なぎ倒しの無い様に念入りに刈り取る。また、刈り取った草等は官側敷地内の指定する場所へ集積する。

2.3 現場管理

- a) 請負業者は役務の実施期間中、現場代理人を指定し、実施場所の管理をするとともに関係法令等を遵守し、災害防止に努め、役務の円滑な進捗を図る。
- b) 役務現場及び許可された場所以外への無断立入りは厳禁とする。また、一切の火気の使用についても厳禁とする。
- c) 請負業者は、分屯地内で無許可の撮影をしてはならない。又、指定場所以外での携帯電話の使用及び喫煙は禁止とする。
- d) 請負業者は役務実施中に事故又は災害が発生した場合には、最善の応急処置を講じるとともに直ちに監督官及び関係官公省に報告し、請負業者の責任において処置を実施しなければならない。
- e) その他、自衛隊側の規則に従う。

3 その他の指示

3.1 書類手続

本役務上必要な書類手続は、監督官の指示に基づき遅滞なく実施し、着手に先立ち役務工程表を作成し監督官の承諾を受ける。

3.2 監督・検査

3.2.1 使用資器材

本役務に使用する資器材等は請負業者が準備するものとし、使用を開始する前には監督官立会の下資器材の安全点検を実施する。

3.2.2 役務の履行

請負業者は作業の開始及び終了時に監督官に報告し、監督官は各工程ごとに役務の履行状況を確認する。

3.2.3 完了検査

役務完了に際しては、当該役務に関する部分の清掃、後片付けを実施し検査官の完了検査を受検する。

3.3 秘密保全

契約の相手方は本契約の履行にあたり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは防衛省の許可なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

3.4 疑義

本仕様書についての疑義は、全て分任契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

3.5 分屯地への立入り要領

分屯地への立入り要領は次による。

- a) 分屯地への立入りに際しては、当該分屯地所定の立入り手続きを行うものとする。
- b) 分屯地の中で作業を行う場合、分屯地内での行動（出入門手続き・火気取扱い・作業用通路など）は、当該分屯地の規則及び分屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。

なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には、契約担当官等に申し出るものとする。

3.6 安全管理

安全管理については、必要に応じて危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起するものとする。また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとする。